平成２２年（フ）第７４５号
和歌山県岩出市船戸199番地の27
債務者　妙瀬田隆昭（旧姓曽我）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２号
和歌山市梶取25番地の１
債務者　貴志美智子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１２号
和歌山市市小路141番地の10　ヨーロピアン市小路105
債務者　岡田　貴智
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２０号
和歌山市松江北４丁目４番33号
債務者　北端真梨子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２５号
和歌山県岩出市相谷33番地１　ハイツみやび101号室、住民票上の住所和歌山市黒田21番地の５
債務者　藤本佐和子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２６号
和歌山市榎原241番地の11
債務者　吉増電気設備こと　吉増　光司
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２７号
和歌山市榎原241番地の11
債務者　吉増　佳世
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２８号
和歌山市手平１丁目２番23号　辻本住宅５号
債務者　北山　照美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１７号
名古屋市北区西味鋺３丁目320番地
債務者　三島　幸代
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２００９号
埼玉県新座市北野３丁目20番21号　アップルパイ103号室、旧住所埼玉県新座市大和田５丁目18番６号　第二知々夫荘３号室
債務者　嶋崎　健真
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９９号
千葉県柏市篠籠田1267番地１　サンモール102号、旧住所埼玉県戸田市笹目７丁目６番地の18　ロキシー奥住Ａ―105号室
債務者　飯塚真奈子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０７号
さいたま市桜区西堀３丁目15番３号　サニーハイツ102
債務者　松永　香織
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９１号
さいたま市見沼区大字大谷1047番地４
債務者　吉田志津子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９４号
埼玉県戸田市笹目５丁目10番地の１　フラワーコート205号室
債務者　高際　栄子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０５号
さいたま市見沼区大字東宮下2031番地　大宮東宮下高層５―310
債務者　久保寺和美（旧姓野本）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１号
さいたま市南区文蔵５丁目１番10―104号
債務者　大澤　功也
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
さいたま市南区内谷６丁目４番11―105号
債務者　田島　文代
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係